

8月1日から負担限度額認定の所得要件が変わります

高齢者福祉課介護保険係 ☎ 0824-73-1167

介護保険の負担限度額認定って？

介護保険施設での「食費」や「居住費（滞在費）」は原則、介護保険の給付対象外ですので、利用者が支払うこととなります。
ただし、所得が低い方は、「介護保険負担限度額認定」を受けることにより、食費・居住費（滞在費）の負担が軽減されます。

どう変わるの？

8月1日から負担限度額認定を受けるための所得要件が変わり、段階判定で非課税年金の額も含めて判定することになります。

非課税年金の例

- 国民年金法による遺族基礎年金
- 障害基礎年金
- 厚生年金保険法による遺族厚生年金
- 障害厚生年金
- 共済各法による遺族共済年金
- 障害共済年金 など

8月1日からの認定要件と利用者負担額上限

※表中の金額は1日あたりの利用者負担額です。

利用者負担段階	所得要件	居住費などの負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)※	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、「合計所得金額」+「課税年金収入額」+「非課税年金収入額」が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)※	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階に該当しない人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)※	370円	650円

各段階とも共通して、預貯金などが1,000万円（夫婦で2,000万円）以下であることは引き続き必須要件となります。

※ 従来型個室の（ ）内の金額は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額です。

負担限度額認定の更新をお忘れなく！

現在、負担限度額認定を受けている方は、当該認定有効期限が7月31日までとなっていますので、8月1日以降も負担限度額認定を受けるためには更新申請が必要です。（更新後の認定有効期間開始日は8月1日からとなるため、更新認定の審査については新しい所得要件が適用となります）

問い合わせ

高齢者福祉課介護保険係
☎ 0824-73-1167
または各支所地域振興室・市民生活室（西城支所は、しあわせ館内）

